

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

1) 地域の概要・立地

志賀町は、石川県の中央部に位置し、東西 12.7km、南北 31.0km と南北に細長く、西側は日本海に面し、北は輪島市や穴水町に、東は七尾市や中能登町に、南は羽咋市に接している。

面積は 246.76 km² で、そのうち林野が約 66% を占め、経営耕地が約 12%、宅地が約 3% などとなっている。

町は平成 17 年に、旧富来町と旧志賀町が合併して志賀町となったが、旧町からあった二つの商工会（富来商工会と志賀町商工会）はそのまま残り、現在に至っている。

富来商工会の管轄区域（以下「富来地域」という。）は、町の北側に位置し、豊かな自然に恵まれ、奇岩怪石や白砂青松の海岸線は、能登半島国定公園の一部で能登金剛と称され、能登を代表する美しい景勝地となっている。

2) 災害ごとのリスク

(洪水：ハザードマップ)

現在、当町でハザードマップの対象となっている河川は、志賀町商工会の管轄区域（以下「志賀地域」という。）内にある米町川のみで、富来地域には該当する河川はないが、町当局では、令和 5 年度中にハザードマップの見直しを行う予定で、富来地域内にある 2 級河川の富来川、酒見川、酒見川支川の新川、日用川がその対象となるもので、令和 6 年度に公表予定とのことである。

(土砂災害：ハザードマップ) ※別図 1 参照

当町のハザードマップによると、富来地頭町、福浦、熊野、稗造、西増穂の各地区を中心にがけ崩れ、土石流、地すべり等の土砂災害が発生する恐れがあるエリアとなっているが、特に、富来地頭町の区域は、住宅や商店が集積している。

(地震災害：J-SHIS マップ(地震動予測地図)) ※別図 2 参照

防災科学技術研究所の地震ハザードステーション・地震動予測によると、今後 30 年間で震度 6 弱以上の揺れに見舞われる確率は、富来地域中心部の富来地区や東増穂地区、西増穂地区などで 3～6% であるが、西増穂地区や西浦地区の一部では、6～26% と比較的高い数値の箇所も見られる。

(津波災害：ハザードマップ) ※別図 3 参照

当町のハザードマップによると、志賀町の津波浸水想定区域は、能登半島の東方沖で佐渡島近傍にマグニチュード 7.8 の地震が発生し、津波をもたらすと想定したものである。

想定される津波による被害予測は、富来地域北側の赤崎で最大浸水想定標高が 4.8m、第 1 波到達予測時間が 57 分、中央の富来領家町で最大浸水想定標高が 3.5m、第 1 波到達予測時間が 72 分、南側の福浦では最大浸水想定標高が 5.4m、第 1 波到達予測時間が 74 分となっている。

(感染症)

新型インフルエンザは、10 年から 40 年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように、まだまだ不明な点が多いことや、国民の大部分が免疫を持っておらず、全国的かつ急速なまん延により、当町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

(その他／原発災害マップ)

原子力災害対策特別措置法（１９９９年（平成１１年）法律第１５６号）に基づき、北陸電力志賀原子力発電所、又は事業所外運搬における放射性物質、又は放射線が異常な水準で発電所外へ放出されることにより生じる災害に関して必要な体制の確立、防災措置が定められている。

この災害は、原子力施設の事故等に起因するという特殊性を理解する必要があり、万一事故が起きた場合の対応について、十分認識したうえで行動する必要がある。

(2) 商工業者の状況 (R4.4.1 現在) ※ 令和４年版「商工会の現況」より

- ・ 商工業者数 348名
- ・ 小規模事業者数 326名

【内訳】

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）	
商工業者	建設業	74	71	富来地域に広く分散している
	製造業	40	38	富来地域に広く分散している
	卸・小売・飲食店	142	132	主に富来地域の中心部に立地している
	サービス業	78	73	富来地域に広く分散している
	その他	14	12	富来地域に広く分散している
合計	348	326		

(3) これまでの取組

1) 当町の取組

- ・ 地域防災計画の策定

災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第４２号の規定に基づき、防風、竜巻、豪雨、豪雪、地滑り、洪水等の一般災害及び地震災害、津波災害、事故災害のそれぞれの災害発生から、地域及び町民の生命、身体並びに財産の保護を目的に策定している。

- ・ 防災訓練の実施

町及び防災関係機関等は、災害予防に万全を期するため、災害時における消火、救助、避難、通信等の効果的方策を検討し、能登半島地震や東日本大震災の教訓等を踏まえ、具体的計画を立て、より実践的な防災訓練を継続的に実施している。

なお、訓練の実効性を高めるため、訓練終了後、評価及び課題の整理等を行い、事後の訓練等や防災計画、各種マニュアルの見直しに反映している。

- ・ 防災、感染症等対策備蓄品の整備

災害等応急対策に必要とされる備蓄物資について、年次計画に基づいて供給体制と共に整備している。

- ・ 防災情報冊子の配布

災害の被害を減らすためには、日頃から自助・共助の意識を醸成することや、災害から命を守るための学習が必要である。

町では、災害から身を守るための行動と備えについて、志賀町地域防災計画の内容を町民に分かり易く伝えるため「防災情報冊子」を作成し、普及啓発に努めている。
(津波災害ハザードマップを平成２４年３月発行、土砂災害ハザードマップを令和２年３月発行)

- ・ 新型インフルエンザ等対策行動計画の策定
新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、住民の生命及び健康を保護することを目的に、行動計画を策定している。

2) 富来商工会の取組

- ・ 事業者BCPに関する国の施策の周知
平成30年5月に、中小企業庁が作成する支援機関向け中小企業BCP支援ガイドブックが商工会の全経営指導員に配付され、また、令和元年度には、事業継続力強化計画の国の認定制度がスタートしたことを受けて以降、事業所巡回時に「防災」及び「災害時における事業継続の必要性」についての啓発と、同計画への取組みを推進しているところである。
- ・ 事業者BCP策定セミナーの開催
石川県商工会連合会と共催でセミナーを開催して、事業者の意識啓発を図っている。
- ・ 商工会が扱う休業対応応援共済やビジネス総合保険への加入促進
事業所の災害等による休業リスクに対応するため、全日本火災共済協同組合連合会が扱う「休業対応応援共済」や、全国商工会連合会の商品で事業者の事業活動を包括的にカバーする「ビジネス総合保険（引受会社：東京海上日動、損保ジャパン日本興亜、三井住友海上、あいおいニッセイ）」を会員向けに用意し、会員事業所へ加入推進を行っている。

II 課題

現状では、緊急時の取組みについて、漠然としたものにとどまっており、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルなどの整備がされていない。

感染症対策についても、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてのマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性の周知などが必要である。

また、当地域の事業者においても、BCP策定に関する意識はまだ低く、さらなる啓発活動が必要な状況である。

III 目標

- ・ 地区内事業者に対し、自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・ 発災時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、富来商工会と志賀町（以下「当会と当町」という。）との情報共有ルートを構築する。
- ・ 発災後、速やかな復興支援策が行えるよう、また、地域内において感染症発生時（感染症は「発生」というタイミングがないため、「海外発生期」、「国内感染者発生期」、「国内感染拡大期」、「社内感染者発生期」と細分化しておくことも有用。）には、速やかに拡大防止措置が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・ 管内事業所の「事業継続力強化計画」の認定措置に向けて支援を実施する。
- ・ 事業所の災害リスクを軽減させるため、対応した保険や共済への加入促進を強化する。

※ その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに石川県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和5年4月1日～令和10年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

志賀町	富来商工会
防災関連の情報提供	セミナー・個別相談会の開催事業
事業継続力強化計画策定に係る助言・指導	継続力強化計画策定支援・フォローアップ
災害リスクの周知	
関係団体との連携	
防災訓練の実施	
緊急時の応急対策及び復旧支援	

〈1. 事前の対策〉

1) 事業者に対する災害等リスクの周知（富来商工会、志賀町）

- ・ 巡回経営指導時に、ハザードマップを用いながら、事業所立地場所の自然災害リスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、共済や保険への加入、行政支援策の活用等）について説明する。
- ・ 会報や町広報、ホームページ、SNS等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、共済の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効率的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・ 事業継続の取組に関する専門家を招き、事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、共済や保険の紹介等を実施する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・ 事業者に対し、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の充実、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援対策等を提供する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成（富来商工会）

- ・ 当会は、令和4年度に業務継続計画（BCP）を作成（別添）

3) 関係団体等との連携（富来商工会、志賀町）

- ・ 全国商工会連合会と提携している東京海上日動火災保険及びあいおいニッセイ同和損保に専門家の派遣を依頼し、普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 感染症対策に関しては、終息時期が予想しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・ 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ（富来商工会）

巡回や窓口での相談指導時に、以下の内容についてヒアリング等を行い、得た情報により計画作成支援等を行う。

- ・ 巡回指導時の事業者BCP等の取組状況の確認
- ・ 富来地域内の事業継続力強化計画策定数の確認

5) 当該計画に係る訓練の実施（富来商工会、志賀町）

自然災害の発生を仮定し、志賀町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施）。

〈2. 発災後の対策〉

自然災害等の発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認（富来商工会、志賀町）

- ・ 発災後1時間以内に、携帯電話やSNS等を利用して職員とその家族の安否確認を行う。
- ・ 発災後、富来商工会では事務局長、志賀町では環境安全課長が統轄となり、安否結果を富来商工会と志賀町で共有する。
- ・ 安否確認後、近隣の家屋被害や道路状況等の大まかな被害状況、業務従事の可否について情報共有を行う。
- ・ 大まかな被害状況の確認後、5日以内に情報共有をする。
- ・ 国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い、うがい等の徹底を行う。
- ・ 感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、志賀町における感染症対策本部設置に基づき、当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定（富来商工会、志賀町）

- ・ 当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
下記例の「大規模被害」「被害がある」については、本会にて災害対策本部の設置と相談窓口の開設を想定している。
- ・ 職員が全員被災する等、応急対策が出来ない場合の役割分担を決める。
- ・ 大まかな被害状況を確認し、1日以内に情報共有する。

（被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	地区内※10%程度の事業所で「床上浸水」「建物半壊」等、物的損害が発生。 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が分断されており、確認ができない。
被害がある	地区内1%程度の事業所で「床上浸水」「建物半壊」等、物的損害が発生。
ほぼ被害はない	目立った被害はない。

※ 志賀町を商工会の担当する富来地域、志賀地域に分ける。

なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・ 本計画により、当会と当町は、以下の間隔で被害情報等を共有する。

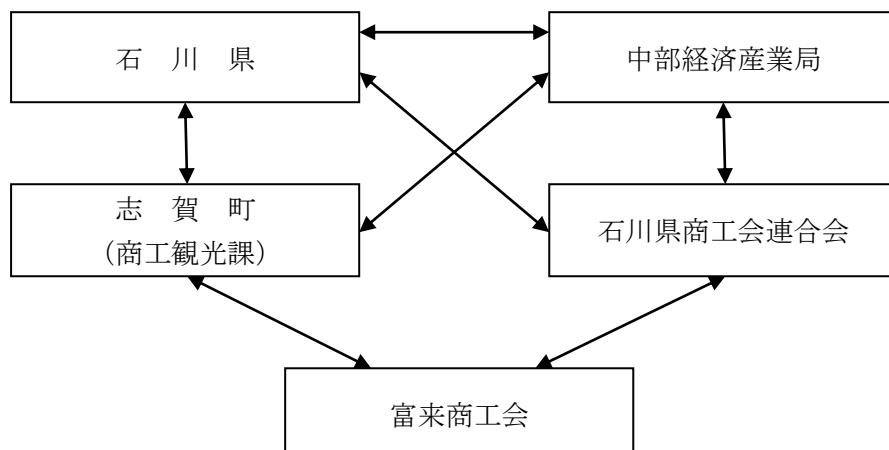
発災後～1週間	1日に2回共有する	1週間～1ヶ月	1日に1回共有する
2ヶ月以上	2日に1回共有する		

- ・ 必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入するなど、体制維持に向けた対策を実施する。

3) 発災時における指示命令系統・連絡体制（富来商工会・志賀町）

- ・ 自然災害等発生時に、地域内全域の事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・ 自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動方針を決定する。
- ・ 当会と当町は、被災事業者からのヒアリング等により、被災状況の情報収集を行い、被害額（合計、建物、設備、商品等）を確認、情報整理を行う。被害額の算定については、あらかじめ町と定めた方法により確認する。
- ・ 当会と当町が共有した情報は、速やかに石川県及び石川県商工会連合会へ報告する。
- ・ 感染症流行の場合、国や県等からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を石川県の指定する方法にて、当会又は当町より石川県へ報告する。

（連絡体制図）



4) 応急対策時の富来地域事業者に対する支援（富来商工会、志賀町）

- ・ 相談窓口の開設方法について、当会と当町において協議決定する。
（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。）
- ・ 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・ 地域内事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・ 応急時に有効な被災事業者施策（国、県、町の施策）について、地域内事業者等へ周知する。
- ・ 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、または、その恐れがある事業者を対象とした支援策や、相談窓口の開設等を行う。

5) 地域内事業者に対する復興支援（富来商工会、志賀町）

- ・ 石川県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災事業者に対し支援を行う。
- ・ 被災規模が大きく、当会の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を石川県に相談する。

※ その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに石川県へ報告する。

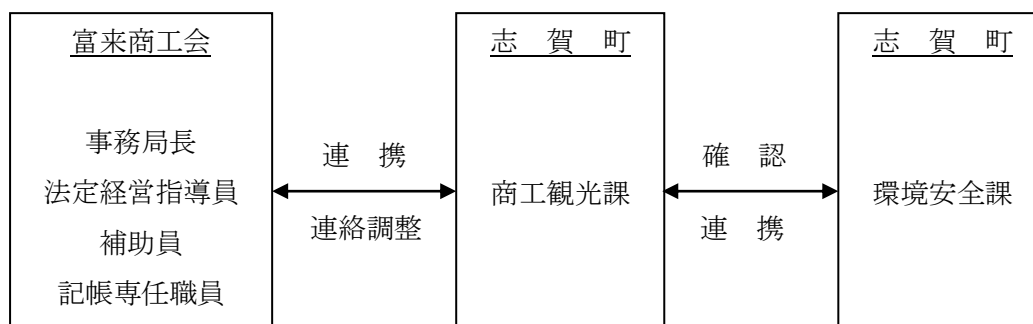
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和4年10月現在)

(1) 実施体制 (当会の事業継続力強化支援事業実施に係る体制と当町の共同体制等)



(2) 当会による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

① 当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 濱野 誠一 (連絡先は、後述 (3) ①参照)

〃 中山 拓郎 (連絡先は、後述 (3) ①参照)

② 当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

・ 本計画の具体的な取組の企画や実行

・ 本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に1回以上)

(3) 商工会、志賀町連絡先

① 商工会

富来商工会

〒925-0447 石川県羽咋郡志賀町富来領家町甲の10番地

TEL 0767-42-2562 FAX 0767-42-2413

e-mail: togi@shoko.or.jp

② 志賀町

志賀町 商工観光課

〒925-0198 石川県羽咋郡志賀町末吉千古1番地1

TEL 0767-32-9341 FAX 0767-32-3978

e-mail: shokan@town.shika.lg.jp

※ その他

・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに石川県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
必要な資金の額	200	200	200	200	200
・ 専門家派遣費	0	0	0	0	0
・ 協議会運営費	20	20	20	20	20
・ セミナー開催費	80	80	80	80	80
・ パンフ・チラシ作成費	50	50	50	50	50
・ 防災・感染症対策費	50	50	50	50	50

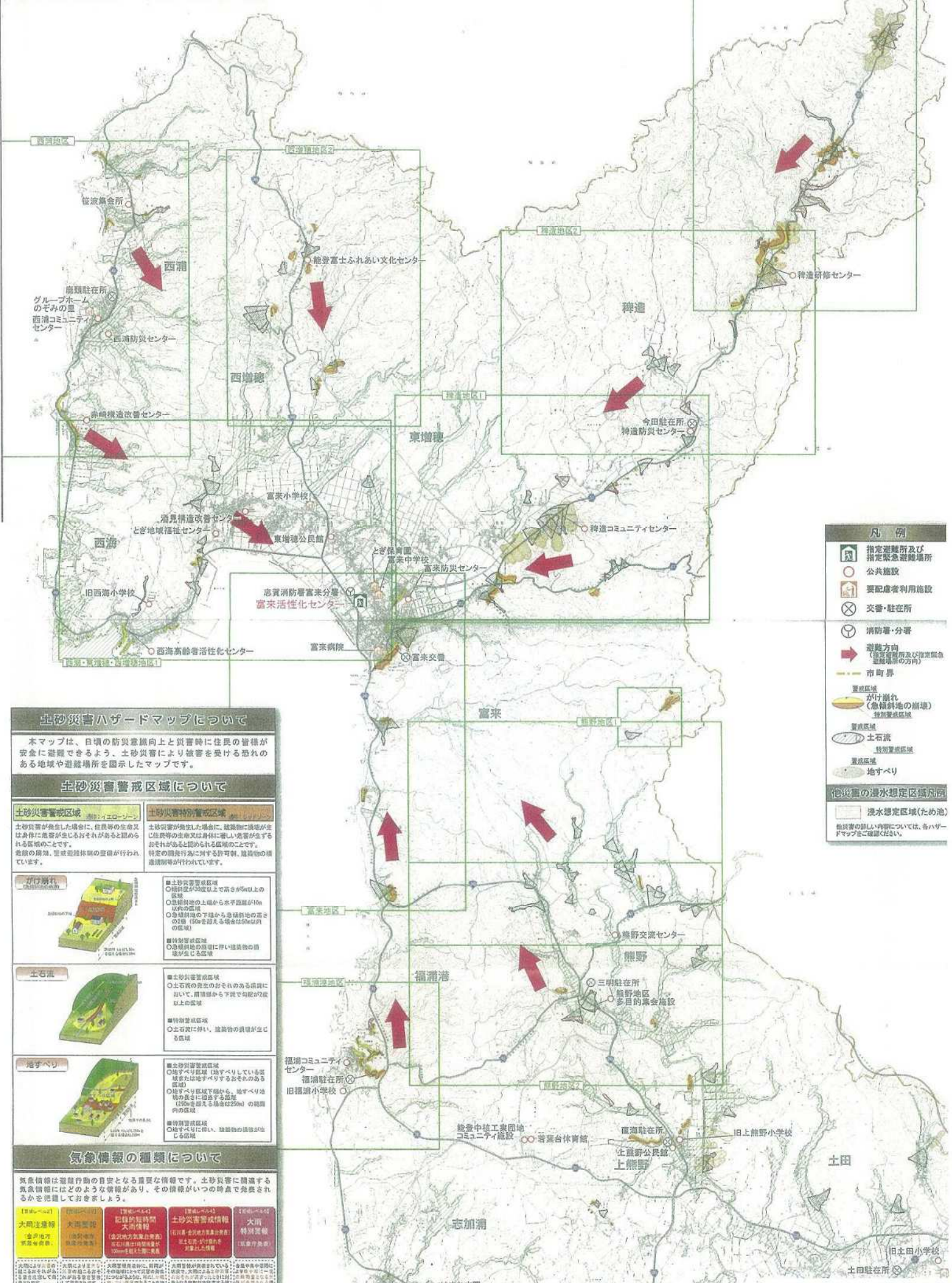
(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、志賀町補助金、石川県補助金等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。



指定避難所及び指定緊急避難場所			
指定名	住所	住所	電話番号
志賀	地域交流センター	西山台一丁目1番地	32-0066
富来	富来活性化センター	富来鎮東町甲の10番地	42-1111



凡例

- 指定避難所及び指定緊急避難場所
- 公共施設
- 要配慮者利用施設
- 交番・駐在所
- 消防署・分署
- 避難方向 (指定避難所及び指定緊急避難場所の方向)
- 市町界
- 警戒区域 (指定避難所及び指定緊急避難場所の方向)
- 土石流 (急傾斜地の崩壊) 特別警戒区域
- 土石流 特別警戒区域
- 地すべり

他災害の浸水想定区域凡例

- 浸水想定区域(ため池)

他災害の詳しい内容については、各ハザードマップをご確認ください。

土砂災害ハザードマップについて

本マップは、日頃の防災意識向上と災害時に住民の皆様が安全に避難できるように、土砂災害により被害を受ける恐れのある地域や避難場所を明示したマップです。

土砂災害警戒区域について

土砂災害警戒区域 (土砂災害警戒区域) 土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に被害が生じるおそれがあると思われる区域のことです。危険の増加、警戒避難体制の整備が行われています。

土砂災害特別警戒区域 (土砂災害特別警戒区域) 土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に著しい被害が生ずるおそれがあると思われる区域のことです。特定の危険行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われています。

がけ崩れ (土砂災害警戒区域)

- 土砂災害警戒区域
- 土砂災害特別警戒区域

土石流 (土砂災害警戒区域)

- 土砂災害警戒区域
- 土砂災害特別警戒区域

地すべり (土砂災害警戒区域)

- 土砂災害警戒区域
- 土砂災害特別警戒区域

気象情報の種類について

気象情報は避難行動の目安となる重要な情報です。土砂災害に関連する気象情報にはどのような情報があり、その情報はいつの時点で発表されるかを把握しておきましょう。

大雨注意報	大雨警報	記録的短時間大雨情報	土砂災害警戒情報	大雨特別警報
【発表時間】 20時～23時	【発表時間】 20時～23時	【発表時間】 20時～23時	【発表時間】 20時～23時	【発表時間】 20時～23時
【発表内容】 24時間雨量が50mm以上と予想される場合	【発表内容】 24時間雨量が75mm以上と予想される場合	【発表内容】 24時間雨量が過去1時間あたり100mm以上と予想される場合	【発表内容】 土砂災害警戒区域等に土砂災害の恐れがある場合	【発表内容】 24時間雨量が100mm以上と予想される場合

地名例：茨城県つくば市

場所を検索

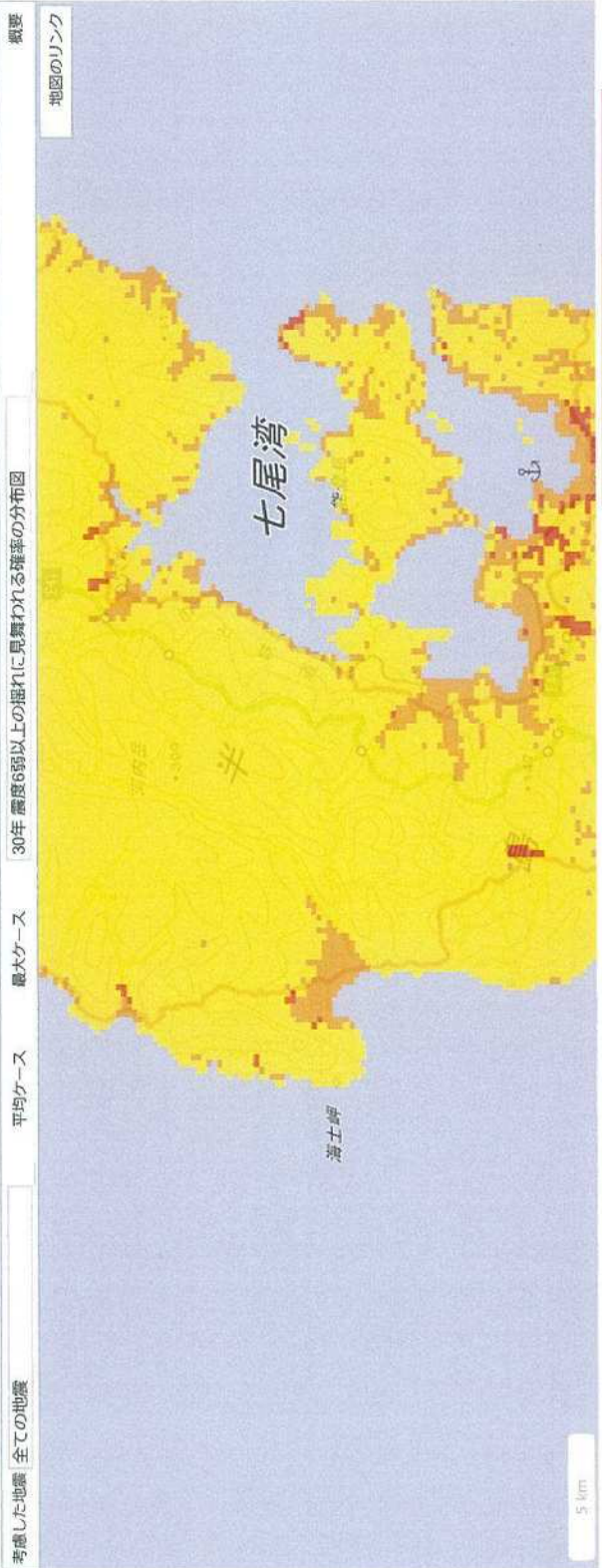
地域指定

2020年版

- 震源断層**
 - 主要活断層帯
 - その他の活断層
 - 海溝型地震震源断層
 - 海溝型地震発生領域
 - 主要活断層帯地表トレンチ
- 地震活動モデル**
- 地すべり地形**
 - 地すべり地形 (疑証)
- *地図を拡大すると表示されます
- 透過率**
- 凡例**

[確率的](#)
[地震動予測地図](#)
[長期間平均](#)
[ハザード](#)
[地図](#)
[地震分類別](#)
[条件付](#)
[超過確率](#)
[想定地震地図](#)
[微地形区分](#)
[表層地盤](#)
[深部地盤](#)
[暗礁人口](#)

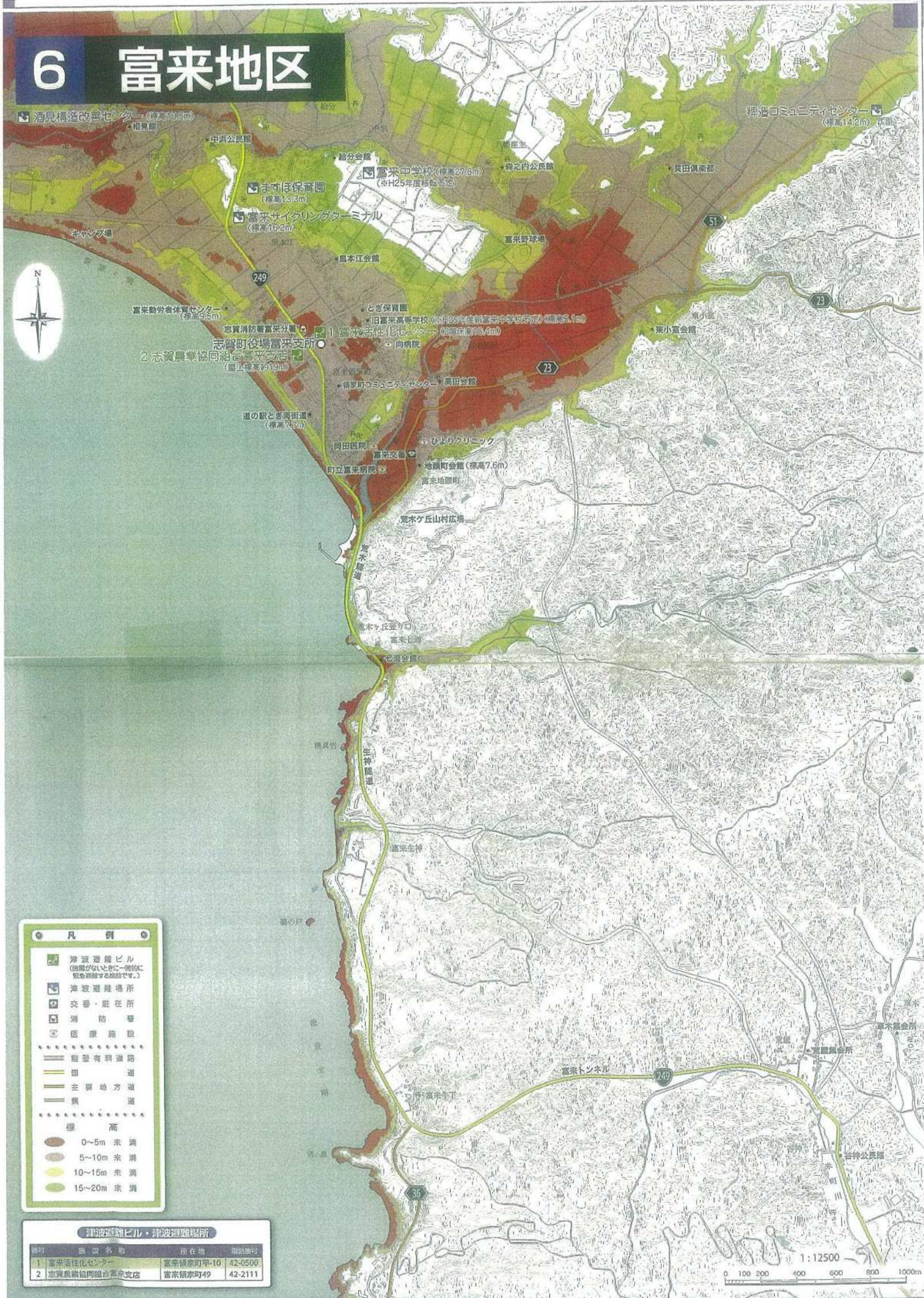
[平均ケース](#)
[最大ケース](#)
[30年 震度6弱以上の揺れに見舞われる確率の分布図](#)



新配色
 旧配色
 0 0.1 3 6 25 100(%)
 確率0(%)のメッシュは無色です。

J-SHIS トップページ | 利用規約 | 本サイトに関するお問い合わせは j-shis@bosai.go.jp までお願いします。

6 富来地区



- 凡例**
- 津波避難ビル (地震がはじまると同時に一階階に緊急避難する施設です。)
 - 津波避難場所
 - 交番・駐在所
 - 消防署
 - 医療施設
 - 種別有料道路
 - 国道
 - 主要地方道
 - 県道
 - 標高
 - 0~5m 未満
 - 5~10m 未満
 - 10~15m 未満
 - 15~20m 未満

津波避難ビル・津波避難場所

番号	施設名称	所在地	電話番号
1	富来活性化センター	富来領家町年-10	42-0500
2	志賀農協協同組合富来支店	富来領家町49	42-2111

